

# 東京都の退職管理制度 について

(令和5年12月改訂)

# 退職管理の取組のポイント

## Point 01

### 元職員による働きかけの禁止

(地方公務員法第38条の2・退職管理条例第2条等)

- 再就職した元職員は、職員\*に対して、職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼をしてはいけません。

## Point 02

### 利害関係企業等への求職活動の規制

(退職管理条例第3・4・5条)

- 管理職は、退職時の職務に関係のある利害関係企業等に対して、求職活動をしてはいけません。
- 退職後も2年間、求職活動の自粛が求められます。

## Point 03

### 営利企業等への人材情報提供・ 適材推薦団体への職員の推薦

(退職管理条例第6条)

- 営利企業等から求人申し込みがあった場合、求人内容と合致する職員の人材情報を提供します。
- 都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適材として職員を推薦することが必要と認められる団体(適材推薦団体)に対して、職員(元職員)を推薦します。

## Point 04

### 再就職情報の届出義務及び公表

(退職管理条例第7条・第8条)

- 再就職が決まった職員(元職員)は、再就職情報を届け出る必要があります。また、再就職情報を毎年1回公表します。

\*「職員」：一般職の地方公務員をいいます。

暫定再任用職員(短時間勤務を含みます。)及び任期付職員を含みます。

(臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員は除きます。)

# 目次

---

## <再就職に係る規制>

01	元職員による働きかけの禁止 . . . . .	1
02	利害関係企業等への求職活動規制 . . . . .	4
03	規制違反に対する罰則 . . . . .	7

## <再就職に係る手続>

04	再就職に係る手続きの流れ . . . . .	8
05	再就職意向の届出 . . . . .	10
06	営利企業等への人材情報提供 . . . . .	11
07	適材推薦団体への職員の推薦 . . . . .	12
08	個人による求職活動の承認 . . . . .	13
09	再就職情報の届出・公表 . . . . .	14
(参考)	退職管理委員会・退職管理条例等 . . . . .	16



営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼することは禁止されます。

元職員

職員



(例)

- ・再就職先企業との契約を有利にするよう要求・依頼
- ・公になっていない情報を提供するよう要求・依頼
- ・再就職先企業の処分を甘くするよう要求・依頼
- ・再就職先企業の許認可を認めるよう要求・依頼

○ 退職後に営利企業等\*<sup>1</sup>に再就職した元職員は、退職前に在職していた執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人与都との間の契約等事務\*<sup>2</sup>について、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

○ 職層によって、規制される働きかけの対象範囲や規制期間が異なります。

対象者	規制内容	規制期間
全ての再就職者	退職前5年間の職務に関する働きかけ	退職後2年間
	在職中に自らが決定した* <sup>3</sup> 契約・処分に関する働きかけ	期間の定めなし
管理職であった者 (局長級・部長級・課長級)	退職前5年間の職務に加え、管理職として関与した職務に関する働きかけ	退職後2年間

\* 1 「営利企業等」

営利企業 及び 営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。

\* 2 「契約等事務」

- ① 再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人与都との間で締結される契約
- ② 当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務 をいいます。

\* 3 「自らが決定した」

最終決裁権者となった場合をいいます。



## 元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出なければなりません。

- 元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会事務局任用公平部総務課に「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」により届出を行ってください。
- 働きかけ規制に関する違反行為の疑いがある場合は、任命権者が調査を実施し、人事委員会は当該調査が公正に行われるよう監視します。

項目	内容
任命権者の報告（通知）義務	任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、違反行為に関して調査を開始するとき及び当該調査が終了したときは、人事委員会に報告（通知）しなければなりません。
調査の要求	人事委員会は、違反行為があると思料するときは、任命権者に対して、調査を行うよう求めることができます。
調査経過の報告要求・意見陳述	人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その経過について、報告を求め又は意見を述べるすることができます。



## ただし、次の場合は、働きかけ規制が適用除外となります。

No.	適用除外の類型
1	試験、検査、検定その他の行政上の事務であって、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分を受けた者が行う当該指定等に係るものを遂行するために必要な場合
2	行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合
3	地方公共団体又は国の事務・事業と密接な関連を有する業務を行うために必要な場合（具体的には、退職管理規則第9条に定める法人が行う業務となります）
4	行政庁に対する権利・義務を定めている法令又は地方公共団体との間で締結された契約に基づき、①権利を行使し義務を履行する場合、②行政庁の処分により課された義務を履行する場合、③法令違反の事実の是正のための処分がなされていないと思料するときに処分を求める場合
5	行政庁に対し許認可等を求める申請を行う場合
6	行政庁に対し届出を行う場合
7	一般競争入札又はせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
8	法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（公開予定の情報を予定日より前に提供する場合を除く）
9	公務の公正性の確保に支障が生じない場合において、任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る契約等事務に関して、働きかけを行う場合（働きかけに係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものであると任命権者が認める場合に限り）



働きかけ規制に違反した場合、罰則の適用があります。

### 元職員への罰則



- 働きかけをした場合  
⇒ 10万円以下の**過料**
- 不正な行為をするように働きかけた場合  
⇒ 1年以下の**懲役** 又は  
50万円以下の**罰金**

### 職員への罰則



- 働きかけを受けた事実を  
人事委員会へ届け出なかった場合  
⇒ **懲戒処分**の対象
- 働きかけに応じて不正な行為を  
行った場合  
⇒ 1年以下の**懲役** 又は  
50万円以下の**罰金**



## よくある質問（働きかけ規制）

Q1

どのような行為が「働きかけ」に該当するのですか？

再就職した元職員が、自らが在職していた時の職務に関して行う、以下のような行為が、例示として想定されます。

- 不正な行為を求める働きかけ
    - ・ 入札に関する予定価格等の情報提供を依頼
    - ・ 未公開の新規事業に係る秘密情報の提供を依頼
    - ・ 職務として指摘すべき不正を黙認するよう依頼
    - ・ 競合他社に係る許認可事務の処理を遅らせるよう依頼
  - 不正な行為とまではいえない働きかけ
    - ・ 工期の都合に合わせて、建築確認申請の審査を急ぐよう依頼
    - ・ 施設側の都合により、立入検査の日時を遅らせるよう依頼
- ⇒ 不正な行為を求めるものではなくても、一般的な契約や許認可などの職務上の行為を求める働きかけも禁止されます。

※ 個別具体的な判断について不明な場合は、人事担当へお問い合わせください。

Q2

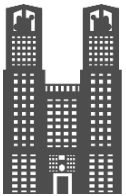
例外的に働きかけ規制が適用除外となる団体は、  
どのような団体が指定されているのですか？

東京都政策連携団体など、都の事務事業と密接な関連を有する業務を行う団体が指定されています。個別の団体名等は、退職管理規則第9条を参照ください。



管理職は、職務に関係のある利害関係企業等\*に対して求職活動を行うことが禁止されます。  
また、退職後も2年間、求職活動の自粛が求められます。

管理職（元管理職）



利害関係企業等



(例)

- ・ 自己の名前や職歴の提供
- ・ 求人情報（職務内容や待遇など）の照会
- ・ 自己の再就職についての要求・約束

- 退職時の職務に関係のある利害関係企業等に対して、退職後に当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、次の行為をすることが禁止されます。

- ・ **自己に関する情報を提供**すること
- ・ 利害関係企業等やその子法人の**地位に関する情報の提供を依頼**すること
- ・ 自己を**再就職させることを要求**又は**再就職することを約束**すること

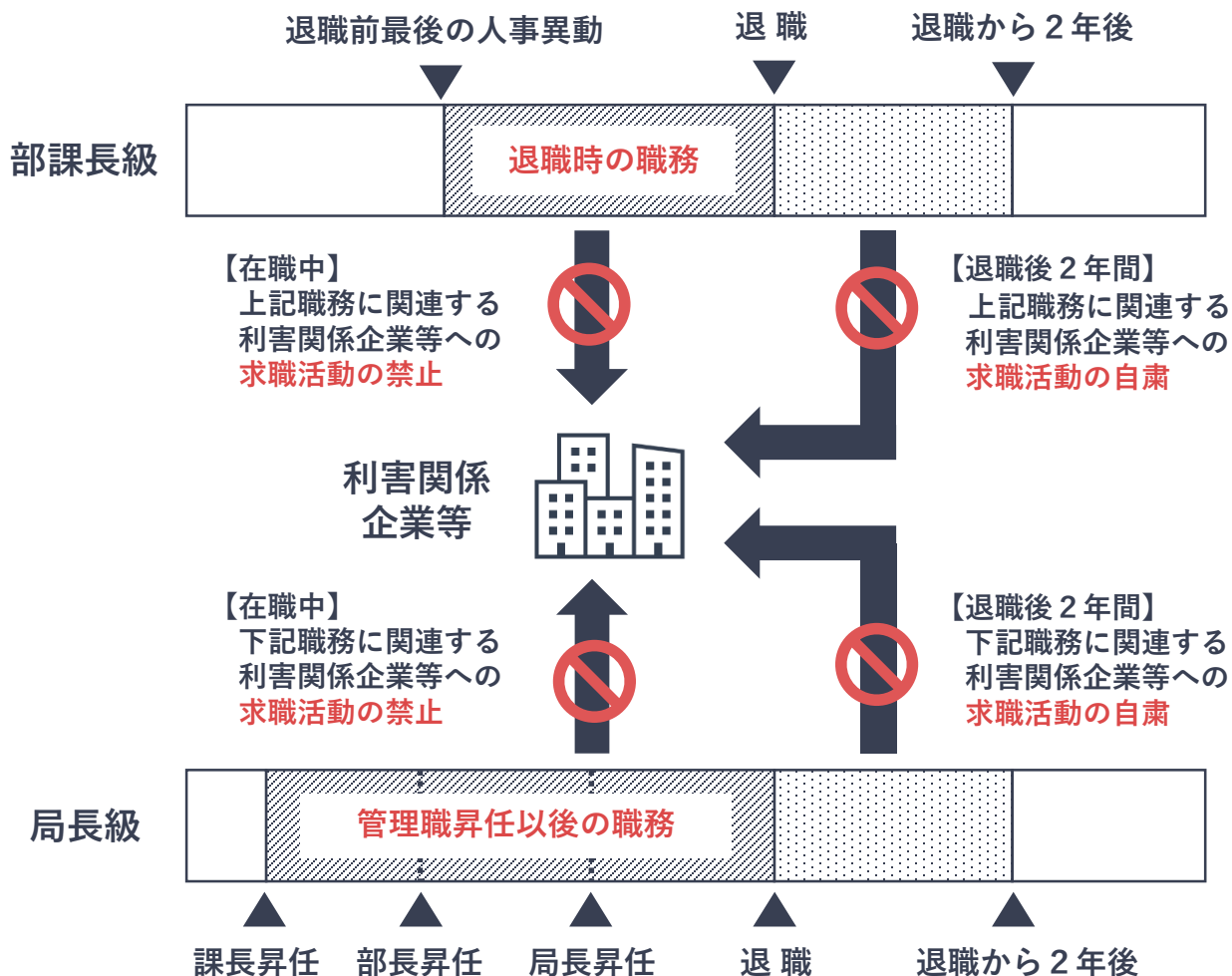
- 退職後も2年間は、退職時の職務に関係のあった利害関係企業等に対して、当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、上記の行為をしないよう求められます。
- 局長級職員は、その職務の重要性に鑑み、管理職昇任以後に就いた全ての職務に関係のある利害関係企業等又はその子法人が規制の対象となります（次頁参照）。

\* 「利害関係企業等」

管理職が職務として携わる事務の相手方となる営利企業等（詳細は退職管理規則第16条参照）

- ① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
- ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
- ③ 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
- ④ 不利益処分をしようとする場合における名宛人となるべき営利企業等
- ⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- ⑥ 契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結している、又は契約の申込みを（しよう）している営利企業等  
など

## 規制範囲のイメージ



ただし、次の場合は、利害関係企業等への求職活動規制が適用除外となります。

- ① 派遣法\*第10条第2項に規定する退職派遣者となる予定の職員が、派遣予定の法人に対して行う場合等
- ② 在職する執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職に就いている職員が行う場合  
(管理職以外の者をいいます。詳細は退職管理運営規則第3条参照)
- ③ 公務の公正性の確保に支障が生じないとして、任命権者から承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合  
(p.13「08 個人による求職活動の承認」参照)
- ④ 退職管理条例第6条第2項により、任命権者によって営利企業等へ人材情報が提供された場合 (p.11「06 営利企業等への人材情報提供」参照)

\* 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律



Q3

**求職活動規制の対象となる「利害関係企業等」には  
営利企業以外の公益的な法人も含まれますか？**

営利企業だけでなく、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人等の非営利法人も規制対象となります（ただし、国や他の地方公共団体等を除く）。

なお、対象職員が当該法人と利害関係を有するか否かについては、p.4～5を参照して確認してください。

Q4

**利害関係企業等から再就職の誘いがあり、  
それに応じた場合も規制の対象となりますか？**

自ら積極的に求職活動はしていなくても、利害関係企業等からの勧誘に応じ、自己の情報を提供することや再就職の約束をすることは、規制されます。

Q5

**定年退職後に都の暫定再任用職員となった場合も  
求職活動規制の対象となりますか？**

暫定再任用職員のうち管理職として任用された場合は、在職中及び暫定再任用職員任期満了後2年間、求職活動を規制されます。

Q6

**民間企業から採用された任期付職員（管理職）が、再び  
民間企業等に転職する場合も、規制の対象となりますか？**

任期付職員であっても、管理職であれば、任期の定めのない職員と同様に、求職活動の規制対象となります。

任期付職員として在職している間の職務と関係のある利害関係企業等に対して求職活動を行うことが禁止されます。また、離職後も2年間、当該企業等に対する求職活動の自粛が求められます。

**（※）各局人事担当者の方へ**

任期付職員の配置や従事する業務、決定権限の付与等については、当該任期付職員の離職後の再就職等も視野に入れつつ、適切な配慮をお願いします。

例えば、任期付職員を都採用前に勤めていた民間企業等に対する処分・契約等の事務に従事させることは、任期付職員法の趣旨に反するとともに、離職後の再就職の観点からも避けるべきものと考えられます。

	規制違反の内容	罰 則
元職員による 働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするように働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料
	元職員が現職職員に対して、 <u>不正な行為</u> をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	職員が元職員の働きかけに応じて <u>不正な行為</u> を行った場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を 人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
あっせん 再就職	職員が <u>不正な行為</u> をすること等の見返りとして、 営利企業等に対して他の職員又は元職員を 当該営利企業等の地位に就かせることを 要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	職員が <u>不正な行為</u> をすること等の見返りとして、 営利企業等に対して、自身が当該営利企業の地位に 就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役
再就職情報 の届出	元職員（管理職）が再就職情報の届出義務に違反して 届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料

※ 在職中の職員が規制に違反した場合は、上記罰則のほか、懲戒処分の対象となります。



管理職



一般職員\*

再就職の意向あり

再就職意向の届出【p.10参照】

求職活動の規制あり  
(在職中～退職後2年間)

- 営利企業等への人材情報提供【p.11参照】
- 適材推薦団体への職員の推薦【p.12参照】
- 個人による求職活動の承認【p.13参照】

※ 原則、上記のいずれかの手続が必要

求職活動の規制なし

在職中

再就職情報の届出・公表【p.14参照】

- ※ 在職中に企業等と再就職の約束をした段階で、届出の提出が必要
- ※ 在職中に再就職が決まっていなくても、退職後2年間に再就職した場合は、届出が必要
- ※ 2回以上再就職(再々就職)した場合も、退職後2年間は届出が必要

退職後2年間

\* 一般職員は、定年・勤奨退職者及び勤続20年以上の者が手続の対象となります。

## &lt; 手続き全般 &gt;

Q7

定年退職後に暫定再任用職員として働くか、再就職するかを迷っている場合は、どのような手続きが必要ですか？

暫定再任用職員採用選考への申込みと再就職意向の届出（p.10参照）との両方の手続きを行って構いません。その後に意向が固まりましたら、速やかに人事担当にご連絡ください。

Q8

定年・勸奨退職以外の普通退職をして転職する場合は、どのような手続きが必要ですか？

管理職であれば求職活動の規制があります（p.4～6参照）ので、事前に人事担当へ「求職活動承認申請書」を提出してください。原則として、退職管理委員会への諮問・答申を経た上で任命権者が承認した場合に、求職活動が可能となります。

Q9

人材情報の提供や適材推薦団体への推薦がなされた後は、当該企業等に確実に再就職できますか？

都が行うのはあくまで「人材情報の提供」や「推薦」までであり、当該職員等を採用するか否かについては、それぞれの企業・団体等が面接の実施等を通じて判断します。

## &lt; 再就職情報の届出 &gt;

Q10

都を退職後に2回以上再就職する場合も、再就職情報の届出は必要ですか？

管理職並びに一般職員のうち定年・勸奨退職者及び勤続20年以上の者については、p.15の「届出が不要な場合」を除き、退職後2年間は再就職の回数を問わず、届出が必要です。

Q11

営利企業以外の公益的法人や地方公共団体に再就職した場合も再就職情報の届出は必要ですか？

管理職並びに一般職員のうち定年・勸奨退職者及び勤続20年以上の者については、p.15の「届出が不要な場合」を除き、再就職先の法人等の種類を問わず、届出が必要です。



都を退職後に再就職する意向のある職員は、あらかじめ任命権者に届出が必要です。

- 都を退職後に再就職する意向のある者は、所属長に再就職意向の届出をしてください。
- 年度末に退職する場合は、例年秋に実施する自己申告と同時期に、再就職意向の届出をしてください。
- 暫定再任用職員採用選考への申込みや幹部職員の特例任用の同意に係る手続きと再就職意向の届出の両方を行っても構いません。
- 年度末退職以外の場合は、管理職は退職予定日の概ね2か月前まで、一般職員は退職予定日の概ね1か月前までに、再就職意向の届出をしてください。



対象者		提出期限の目安
年度末退職者		秋の自己申告と同時期
上記以外	管理職	退職予定日の2か月前
	一般職員	退職予定日の1か月前

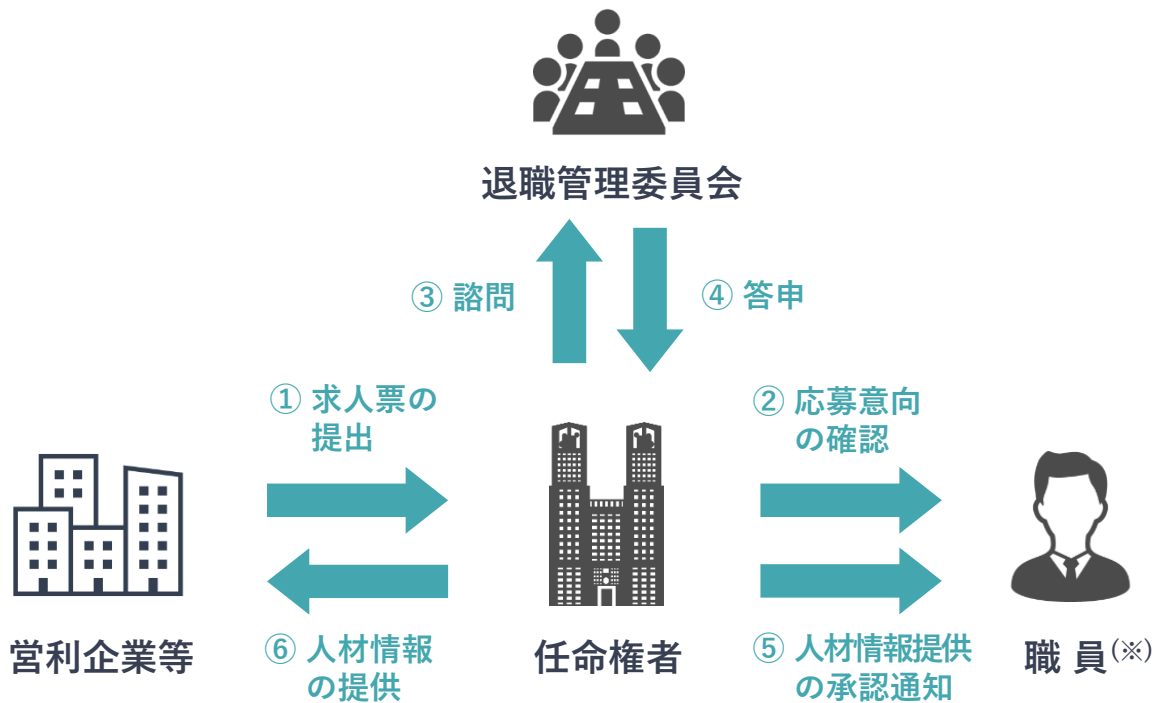
※ ただし、以下の職員は、再就職意向の届出は不要です。  
(p.14の再就職情報の届出義務が対象外となる職員と同様です。)

- ・ 引き続いて派遣法に定める退職派遣者となる予定の者
- ・ 実質的に行政上の権限を行使しない者  
(行政職給料表(二)の適用を受ける職員 など)
- ・ 届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者  
(勤続期間20年未満の一般職員(ただし定年・勸奨退職者は除く) など)

(詳細は、退職管理規則第19条及び退職管理運営規則第8条参照)



営利企業等から求人の申込みがあった場合に、外部有識者で構成される退職管理委員会への諮問・答申を経た上で、求人内容と合致する職員の人材情報を提供します。



※ 再就職意向の届出をした職員

### 求人票の受付

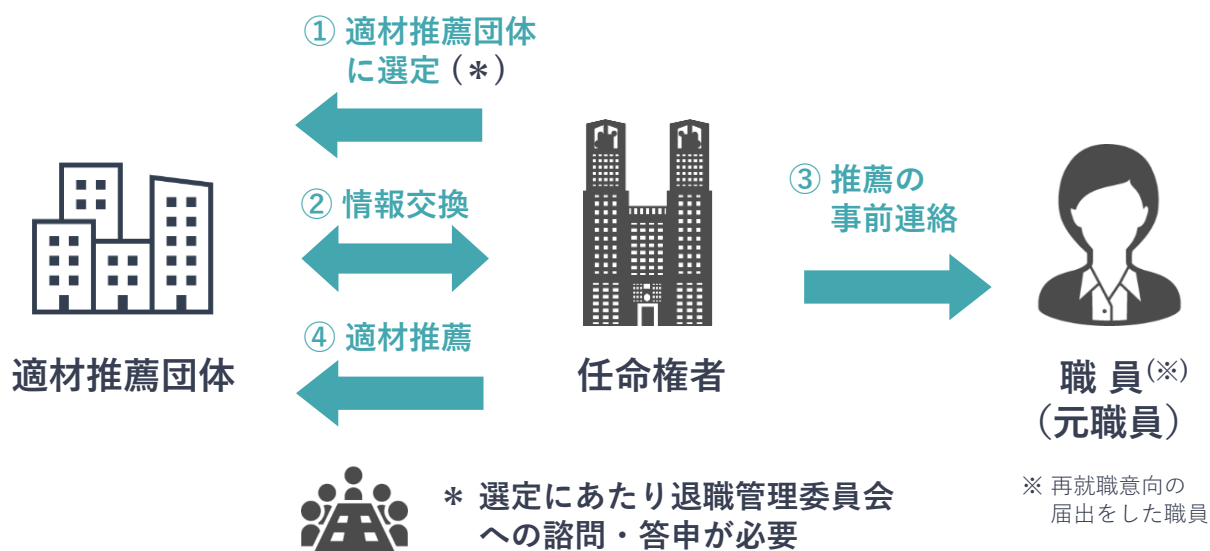
- 都職員の再就職を希望する営利企業等は、総務局人事部又は各局人事担当部門に「求人申込書兼誓約書」を提出していただきます。（「求人申込書兼誓約書」の様式は、総務局人事部HPに掲載しています。）
- 年度末退職予定の職員の情報提供を希望する場合は、原則として前年12月末までに「求人申込書兼誓約書」を提出していただく必要があります。

### 人材情報の提供

- 営利企業等から求人の申込みがあった場合、再就職意向のある者の中から、求人内容に合致する職員の人材情報を営利企業等に提供します。
- 人材情報の提供にあたり、事前に外部有識者で構成される東京都退職管理委員会にその適否を諮問します。任命権者は、退職管理委員会の答申を踏まえ、人材情報の提供を承認したときは、営利企業等に人材情報を提供します。
- なお、人材情報の提供のあった職員を企業等が採用するか否かについては、それぞれの企業等において判断されます。



都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適材として職員（元職員）を推薦することが必要と認められる団体（適材推薦団体）に対して、職員（元職員）を推薦します。



## 適材推薦団体

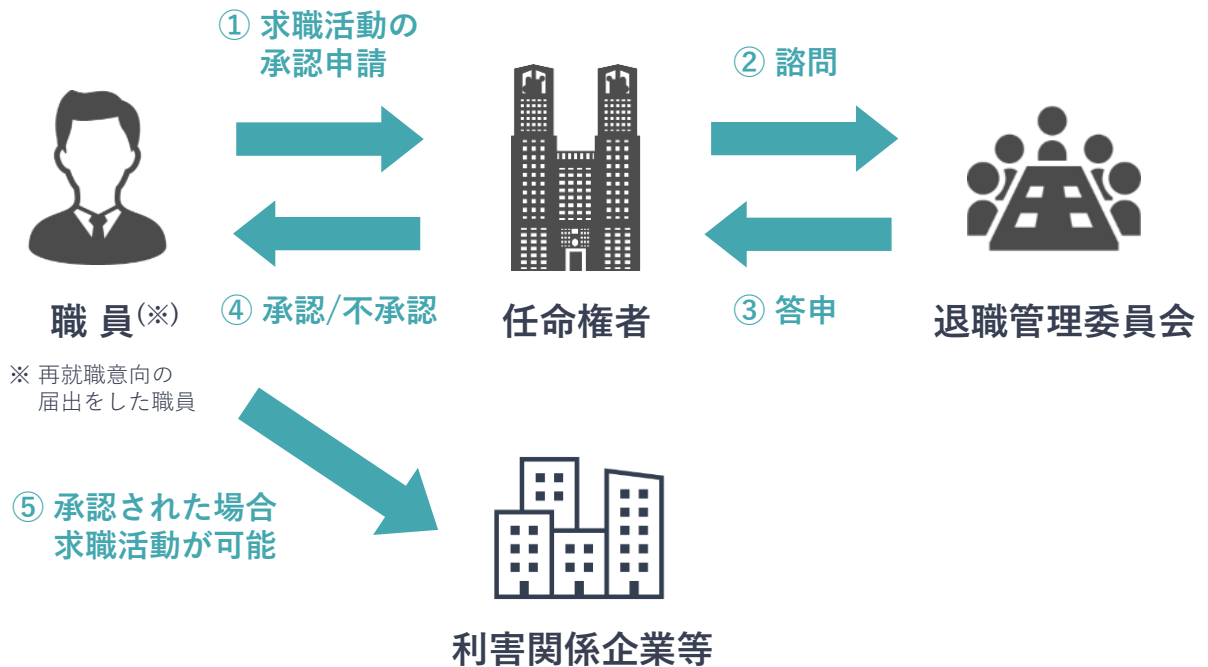
- 適材推薦団体とは、退職管理条例に基づき、外部有識者で構成する退職管理委員会への諮問を経た上で、都の事務事業と関連を有するため、都政の一体的、効果的かつ効率的な運営を図る観点から、都が適切な人材を推薦することが必要であると選定した団体のことです。
- 国や地方公共団体のほか、東京都政策連携団体や事業協力団体等を選定しています。（具体的な団体名は、総務局人事部HP 又は 退職管理運営規則第7条を参照）

## 職員の推薦

- 都政と連動した効果的な運営を図る上で有益であることから、職員又は元職員の経験・能力等を踏まえ、任命権者が適材推薦団体に職員又は元職員を推薦します。
- なお、推薦のあった職員又は元職員を団体が採用するか否かについては、それぞれの団体において判断されます。



職員が個人で求職活動を行おうとする場合、あらかじめ任命権者に承認申請を行う必要があります。



### 求職活動規制の適用除外

- p.4 「02 利害関係企業等への求職活動規制」に記載のとおり、管理職は、職務に関係のある利害関係企業等に対して求職活動を行うことが禁止されています。
- ただし、公務の公正性の確保に支障が生じないとして、任命権者から承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合は、規制の適用除外となります。

### 手続きの流れ

- 求職活動を行おうとする場合、「求職活動承認申請書」を提出してください。
- 求職活動の承認申請を受けた任命権者は、東京都退職管理委員会へ諮問を行い、その答申を得た上で、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に承認を行います。
- 承認を得た職員は、当該承認に係る利害関係企業等への求職活動を行うことが可能となります。





在職中に再就職が決まった職員又は退職後に再就職した元職員は再就職情報の届出が必要です。

### 届出が必要な場合

#### ① 在職中

- 営利企業に再就職することを約束した場合
- 営利企業以外の法人その他の団体に再就職することを約束した場合（報酬を得る場合のみ）

#### ② 退職後の元職員

- 退職後2年の間に、営利企業に再就職した場合
- 退職後2年の間に、営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合（報酬を得る場合のみ）

### 届出が必要な職員

#### ① 管理職

#### ② 一般職員のうち、定年・勸奨退職者及び勤続20年以上の者

< 行政職給料表適用職員の場合 >

対象者			届出の有無
管理職			○
一般職員	行政職給料表 (一) 適用職員	定年・勸奨退職	○
		その他の退職	勤続20年以上
	〃 20年未満		×
行政職給料表 (二) 適用職員			×

※ 以下に該当する職員（元職員）は、再就職情報の届出義務の対象外です。

- ・ 引き続き派遣法に定める退職派遣者となる予定の者（退職派遣者となった者）
  - ・ 実質的に行政上の権限を行使しない者（行使しなかった者）  
（行政職給料表（二）の適用を受ける職員 など）
  - ・ 届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者  
（勤続期間20年未満の一般職員（ただし定年・勸奨退職者は除く） など）
- （詳細は、退職管理規則第19条及び退職管理運営規則第8条参照）

## 届出が不要な場合

○ 届出が必要な職員であっても、以下に該当する場合は、「再就職状況届出書」の提出は不要となります。

- ✓ 都を退職後、暫定再任用職員や非常勤職員など、再び都に採用される場合（特別職となる場合を含む）
- ✓ 日々雇い入れられる者となる場合
- ✓ 営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合であって、1年間の報酬がいわゆる所得税非課税限度額に相当する額の範囲内である場合（詳細は、退職管理規則第20条参照）

## 届出方法

- 在職中に再就職することを約束した場合には所属長に、退職後に再就職した場合には退職時の所属局の人事担当に、「再就職状況届出書」を提出してください。
- 再就職情報の届出と合わせて、「01 元職員による働きかけの禁止(p.1～3参照)」を遵守する旨誓約していただくことになります。



**届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合、10万円以下の過料が課せられます。（元管理職のみが対象）**

## 再就職情報の公表



**職員の再就職情報を、毎年度1回、公表します。**

- 各任命権者は、職員（元職員）から届出を受けた再就職情報を毎年度1回、知事に報告します。知事は、各任命権者からの報告をとりまとめ、公表します。
- 具体的には、以下の内容について、毎年度、総務局人事部HP及び都民情報ルームにて公表しています。

- 職員の氏名（一般職員（非管理職）については、氏名は非公表）
- 離職時の所属、職名
- 離職時の職（職層等）
- 離職日
- 再就職先の団体名、役職名及び再就職日

### 退職管理委員会

- 職員の再就職の公正性の確保のため、知事の附属機関として、外部有識者で構成される東京都退職管理委員会を設置しています。
- 任命権者は、次に掲げる事項を行う場合、あらかじめ退職管理委員会への諮問が必要となります。

### 諮問事項

- 利害関係企業等への求職活動の承認
- 適材推薦団体の選定
- 営利企業等からの求めに応じた人材情報の提供
- 働きかけ規制の適用が除外される場合として、「地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則に定めるもの」に係る人事委員会に対する申請

※ 委員名簿や過去の議事概要等については総務局人事部HPを参照ください。

### 東京都職員人材バンク

- 職員の再就職を適正に管理するため、東京都職員人材バンクにおいて、次の事務を行っています。

### 人材バンクで一元管理する事務

- 利害関係企業等への求職活動の承認
- 任命権者による適材推薦団体への推薦
- 営利企業等からの求人の申込みの受付及び任命権者による人材情報の提供
- 任命権者への再就職情報の届出
- その他退職管理の適正確保に関する事務

## 退職管理条例・規則

- 東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）  
（本資料において「退職管理条例」という）
- 東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）  
（本資料において「退職管理規則」という）
- 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成28年東京都規則第73号）  
（本資料において「退職管理運営規則」という）

## 各種様式

- 「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」
- 「再就職状況届出書」
- 「求職活動承認申請書」
- 「求人申込書兼誓約書」
- （参考例）「再就職意向の届出について」
- 「利害関係確認調書」

問い合わせ先：東京都総務局人事部人事課  
又は各局人事担当部署  
電話番号：03-5388-2373  
（総務局人事部人事課）

※ 再就職者から働きかけを受けた場合の届出及び人事委員会による監視については、人事委員会事務局任用公平部総務課（電話番号 03-5320-6932）へお問い合わせください。